

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第8号

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1 略				1 略			
2 公の施設の使用料				2 公の施設の使用料			
(1) 高等学校				(1) 高等学校			
全日制	授業料	1年度	<u>118,800円</u>	全日制	授業料	1年度	<u>115,200円</u>
定時制	授業料	1年度	<u>26,400円</u>	定時制	授業料	1年度	<u>25,200円</u>
	聴講料	1単位	<u>1,430円</u>		聴講料	1単位	<u>1,360円</u>
通信制	受講料	1科目	<u>730円</u>	通信制	受講料	1科目	<u>710円</u>
専攻科	授業料	1年度	<u>118,800円</u>	専攻科	授業料	1年度	<u>115,200円</u>
(2)～(5) 略				(2)～(5) 略			
(6) 香川県立 農業高等学校				(6) 香川県立 農業高等学校			
担い手養成 科	授業料	1年度	<u>118,800円</u>	担い手養成 科	授業料	1年度	<u>115,200円</u>
(7)～(18) 略				(7)～(18) 略			
(19) 香川県サ ンポート高松 交流拠点施設	略 産業振興センタ ー 事務室使用料	1月 1平方メートル	<u>3,900円</u>	(19) 香川県サ ンポート高松 交流拠点施設	略 産業振興センタ ー 事務室使用料	1月 1平方メートル	<u>3,000円</u>
(20)～(39) 略				(20)～(39) 略			

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1～244 略			
245 指定居宅 サービス事業 者指定更新申 請手数料		1件	1万円
246 指定居宅 介護支援事業 者指定更新申 請手数料		1件	1万円
246の2 指定 介護老人福祉 施設指定更新 申請手数料		1件	33,000円
246の3 介護 老人保健施設 開設許可申請 手数料		略	
246の4 介護 老人保健施設 開設許可変更 申請手数料		略	
246の5 介護 老人保健施設 開設許可更新 申請手数料		1件	33,000円
246の6 指定 介護療養型医 療施設指定更 新申請手数料		1件	33,000円
246の7 指定 介護予防サー		1件	1万円

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1～244 略			
245 介護老人 保健施設開設 許可手数料		1件	63,000円
246 介護老人 保健施設変更 許可手数料		1件	33,000円

ビス事業者指 定更新申請手 数料			
247~251 略			
252 介護支援 専門員実務研 修手数料		1件	<u>21,000円</u>
252の2 介護 支援専門員再 研修手数料		1件	<u>21,000円</u>
253 介護支援 専門員証更新 研修手数料		1件	<u>21,000円</u>
254~374 略			
375 香川県産 業技術センタ 一手数料	非破壊試験 略 超音波探傷試 験	略	
	組織試験 略 マクロ試験	略	
	形状試験 略 形状測定	略	
	金属材料試験 略 塩水噴霧試験	略	

247~251 略			
252 介護支援 専門員実務研 修手数料		1件	<u>18,000円</u>
253 介護支援 専門員証更新 研修手数料		1件	<u>18,000円</u>
254~374 略			
375 香川県産 業技術センタ 一手数料	非破壊試験 略 超音波探傷試 験 試験成績書謄 本	略	<u>390円</u>
	組織試験 略 マクロ試験 試験成績書謄 本	略	<u>390円</u>
	形状試験 略 形状測定 試験成績書謄 本	略	<u>390円</u>
	金属材料試験 略 塩水噴霧試験 試験成績書謄	略	<u>390円</u>

窯業材料試験 略				本 窯業材料試験			
特殊物理試験	略			略			
				試験成績書謄本	1通		390円
木竹材料試験 略				本 木竹材料試験			
特殊物理試験	略			略			
				特殊物理試験	略		
				試験成績書謄本	1通		390円
精密測定試験 略				本 精密測定試験			
表面粗さ試験	略			略			
				表面粗さ試験	略		
				試験成績書謄本	1通		390円
その他材料試験 略				本 その他材料試験			
耐候性試験	略			略			
				耐候性試験	略		
				試験成績書謄本	1通		390円
和文試験成績書 副本	1通		390円				
英文試験成績書 副本	1通		2,760円				
鉍産物（粘土を 含む。）分析 略				鉍産物（粘土を 含む。）分析			
特殊定量分析	略			略			
				特殊定量分析	略		
				分析結果謄本	1通		390円
金属分析 略				金属分析			
特殊定量分析	略			略			
				特殊定量分析	略		
				分析結果謄本	1通		390円

	<p>その他分析 略 特殊定量分析 略</p> <p>その他 食品・食品原料 分析 略 特殊分析 略 アミノ酸組 成 <u>γアミノ酪 酸</u> 1成分 8,680円 核酸関連物 略 略 その他 略</p> <p><u>和文分析結果副 本</u> 1通 390円 <u>英文分析結果副 本</u> 1通 2,760円 機器操作指導 略</p>				
376 香川県産 業技術センタ ー発酵食品研 究所手数料	<p>食品・食品原料 分析 略 特殊分析 略 アミノ酸組 成 <u>γアミノ酪 酸</u> 1成分 8,680円 核酸関連物 略</p>				
	<p>その他分析 略 特殊定量分析 略 <u>分析結果謄本</u> 1通 390円 その他 食品・食品原料 分析 略 特殊分析 略 アミノ酸組 成 略</p> <p>核酸関連物 略 略 その他 <u>分析結果謄本</u> 1通 390円</p> <p>機器操作指導 略</p>				
376 香川県産 業技術センタ ー発酵食品研 究所手数料	<p>食品・食品原料 分析 略 特殊分析 略 アミノ酸組 成 略</p> <p>核酸関連物 略</p>				

	質 略 その他	略	
	和文分析結果副 本	1 通	390円
	英文分析結果副 本	1 通	2,760円
	機器操作指導	略	
377 香川県新 規産業創出支 援センター手 数料	電磁環境試験 電磁波特性試 験 試験成績書正 本 試験成績書謄 本	略 1 通 1 通	 21,000円 390円
378~411 略			
412 種畜証明 書再交付手 数料		略	
412の2 家畜 受精卵移植技 術手数料	牛体内受精卵の 検査 牛体内受精卵の 処理 新鮮卵処理 凍結卵処理	1 回 1 個 1 個	5,000円 500円 1,000円
413 家畜人工 授精師免許申 請手数料		略	
414~419 略			
420 家畜検査 手数料	家畜伝染病予防 法（昭和26年法 律第166号）第 5条第1項又は		

	質 略 その他 分析結果謄本	略 1 通	390円
	機器操作指導	略	
377 香川県新 規産業創出支 援センター手 数料	電磁環境試験 電磁波特性試 験 試験成績書謄 本	略 1 通	 380円
378~411 略			
412 種畜証明 書再交付手 数料		略	
413 家畜人工 授精師免許申 請手数料		略	
414~419 略			
420 家畜検査 手数料	家畜伝染病予防 法（昭和26年法 律第166号）第 5条第1項又は		

	<p>第31条第1項の規定による家畜の検査（同法第5条第1項の規定による家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのもに限る。）</p> <p>略</p> <p>結核病検査 略</p> <p>ヨーネ病検査 1頭1回 600円</p> <p><u>酵素免疫測定法による検査</u></p> <p>ヨーニン検査 1頭1回 210円</p> <p>ピロプラズマ病検査 略</p> <p>略</p>	
421～511	略	
512	<p>建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項から570の項までにおいて「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の建築確認申請</p> <p>略</p>	

	<p>第31条第1項の規定による家畜の検査（同法第5条第1項の規定による家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのもに限る。）</p> <p>略</p> <p>結核病検査 略</p> <p>ヨーネ病検査 <u>1頭1回</u> 600円</p> <p>略</p> <p>ピロプラズマ病検査 略</p> <p>略</p>	
421～511	略	
512	<p>建築基準法（昭和25年法律第201号。<u>513の項</u>から570の項までにおいて「法」という。）第6条第1項の建築確認申請手数料及び同項後段の計画変更建築確認申請手数料</p> <p>略</p>	

<p>手数料及び同項後段の計画変更建築確認申請手数料並びに法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の計画通知手数料及び計画変更計画通知手数料</p>					
<p>513 法第7条第1項の完了検査申請手数料及び法第18条第5項の完了通知手数料</p>	略		<p>513 法第7条第1項の完了検査申請手数料</p>	略	
<p>514 法第7条の3第2項の中間検査申請手数料及び法第18条第8項の中間検査通知手数料</p>	略		<p>514 法第7条の3第2項の中間検査申請手数料</p>	略	
<p>515 法第7条の6第1項第1号及び法第18条第13項第1号（法第87条の2又は第</p>		略	<p>515 法第7条の6第1項第1号（法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項</p>		略

88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の仮使用承認申請手数料		
516~561 略		
562 法第87条の2において準用する法第6条第1項の建築設備の確認申請手数料及び法第18条第2項の建築設備の計画通知手数料		略
563 法第87条の2において準用する法第6条第1項の建築設備の計画変更確認申請手数料及び法第18条第2項の建築設備の計画変更計画通知手数料		略
564 法第87条の2において準用する法第7条第1項の		略

において準用する場合を含む。)の仮使用承認申請手数料		
516~561 略		
562 法第87条の2において準用する法第6条第1項の建築設備の確認申請手数料		略
563 法第87条の2において準用する法第6条第1項の建築設備の計画変更確認申請手数料		略
564 法第87条の2において準用する法第7条第1項の		略

建築設備の完了検査申請手数料及び法第18条第5項の完了通知手数料		
565 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の工作物の確認申請手数料及び法第18条第2項の工作物の計画通知手数料		略
566 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の工作物の計画変更確認申請手数料及び法第18条第2項の工作物の計画変更計画通知手数料		略
567 法第88条第1項において準用する法第7条第1項の工作物の完了検査申請手数料及び法第		略

建築設備の完了検査申請手数料		
565 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の工作物の確認申請手数料		略
566 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の工作物の計画変更確認申請手数料		略
567 法第88条第1項において準用する法第7条第1項の工作物の完了検査申請手数料		略

18条第5項の 完了通知手数料			
568 法第88条 第2項において 準用する法 第6条第1項 の工作物の確 認申請手数料 及び法第18条 第2項の工作 物の計画通知 手数料		略	
569 法第88条 第2項において 準用する法 第6条第1項 の工作物の計 画変更確認申 請手数料及び 法第18条第2 項の工作物の 計画変更計画 通知手数料		略	
570 法第88条 第2項において 準用する法 第7条第1項 の工作物の完 了検査申請手 数料及び法第 18条第5項の 完了通知手 数料		略	

568 法第88条 第2項において 準用する法 第6条第1項 の工作物の確 認申請手数料		略	
569 法第88条 第2項において 準用する法 第6条第1項 の工作物の計 画変更確認申 請手数料		略	
570 法第88条 第2項において 準用する法 第7条第1項 の工作物の完 了検査申請手 数料		略	

571～597 略

備考 略

別表第2 (第4条関係)

試験等	手数料	
1～8 略		
9 介護保険法第115条の29 第1項の規定による報告の 受理及び同条第3項の規定 による公表	1件	10,800円
10 介護保険法第115条の29 第2項の調査	1件	33,200円
11～15 略		

571～597 略

備考 略

別表第2 (第4条関係)

試験等	手数料	
1～8 略		
9 介護保険法第115条の29 第1項の規定による報告の 受理及び同条第3項の規定 による公表	1件	12,100円
10 介護保険法第115条の29 第2項の調査	1件	37,400円
11～15 略		

第2

改正後

別表第1 (第2条関係)

第1表 略

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1～243 略			
244 調理師試 験手数料	略		
245 指定居宅 サービス事業 者指定申請手 数料		1件	2万円
246 指定居宅 サービス事業 者指定更新申 請手数料		略	
246の2 指定 居宅介護支援		1件	2万円

改正前

別表第1 (第2条関係)

第1表 略

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1～243 略			
244 調理師試 験手数料	略		
245 指定居宅 サービス事業 者指定更新申 請手数料		略	

事業者指定申請手数料			
246の3 指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料		略	
246の4 指定介護老人福祉施設指定申請手数料		1件	43,000円
246の5 指定介護老人福祉施設指定更新申請手数料		略	
246の6 介護老人保健施設開設許可申請手数料		略	
246の7 介護老人保健施設開設許可変更申請手数料		略	
246の8 介護老人保健施設開設許可更新申請手数料		略	
246の9 指定介護療養型医療施設指定申請手数料		1件	43,000円
246の10 指定介護療養型医療施設指定変		1件	33,000円

246 指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料		略	
246の2 指定介護老人福祉施設指定更新申請手数料		略	
246の3 介護老人保健施設開設許可申請手数料		略	
246の4 介護老人保健施設開設許可変更申請手数料		略	
246の5 介護老人保健施設開設許可更新申請手数料		略	

更申請手数料			
246の11 指定 介護療養型医 療施設指定更 新申請手数料		略	
246の12 指定 介護予防サー ビス事業者指 定申請手数料		1件	1万円
246の13 指定 介護予防サー ビス事業者指 定更新申請手 数料		略	
247～597 略			

備考 略

246の6 指定 介護療養型医 療施設指定更 新申請手数料		略	
246の7 指定 介護予防サー ビス事業者指 定更新申請手 数料		略	
247～597 略			

備考 略

第3

改正後				改正前			
別表第1 (第2条関係) 第1表 略 第2表 手数料の部				別表第1 (第2条関係) 第1表 略 第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1～520 略				1～520 略			
521 法第48条 第1項ただし 書、第2項た だし書、第3 項ただし書、 第4項ただし 書、第5項た だし書、第6		略		521 法第48条 第1項ただし 書、第2項た だし書、第3 項ただし書、 第4項ただし 書、第5項た だし書、第6		略	

<p>項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、<u>第12項ただし書又は第13項ただし書</u>（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の用途地域等における建築等許可申請手数料</p>			
522～544 略			
545 法第68条の3第4項の再開発等促進区等の高さに関する許可申請手数料	略		
545の2 法第68条の3第7項の開発整備促進区内の用途制限に関する		1件	27,000円

<p>項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書又は<u>第12項ただし書</u>（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む）の用途地域における建築等許可申請手数料</p>			
522～544 略			
545 法第68条の3第4項の再開発等促進区等の高さに関する許可申請手数料	略		

る認定申請手数料			
546 法第68条の4の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとの区分して定める地区計画等の区域の容積率に関する認定申請手数料	略		
547~597	略		

備考 略

546 法第68条の4の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとの区分して定める地区計画等の区域の容積率に関する認定申請手数料	略		
547~597	略		

備考 略

第4

改正後			
別表第1 (第2条関係)			
第1表 略			
第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額
1~511 略			
512 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この項から570の項までにおいて「法」という。)	略		

改正前			
別表第1 (第2条関係)			
第1表 略			
第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額
1~511 略			
512 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この項から570の項までにおいて「法」という。)	略		

第6条第1項
（法第87条第
1項において
準用する場合
を含む。）の
建築確認申請
手数料及び同
項後段の計画
変更建築確認
申請手数料並
びに法第18条
第2項（法第
87条第1項に
おいて準用す
る場合を含む。）
の計画通知手
数料及び計画
変更計画通知
手数料

床面積の合計は、次の号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1)～(4) 略

法第6条第5項及び第18条第4項の構造計算適合性判定を要する場合（法第6条第1項後段の計画変更建築確認申請及び法第18条第2項の計画変更計画通知において、改めて構造計算を行う場合を含む。）においては、512の2の項に定める区分に応じて算定した額を上記の額に加算する。この場合において、申請又は通知1件につき、構造計算を行う建築物が2以上の場合（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第81条第4項の規定により、建築物の2以上の部分を別の建築物とみなす場合を含む。）にあつては、当該建築物及び建築物の部分のそれぞれの延べ面積に対して算定した額を合算したものを加算する。

512の2 構造
計算適合性判
定手数料

国土交通大臣の
認定を受けたプ
ログラムを使用
した構造計算適
合性判定を行う
場合

延べ面積

1,000平方
メートル以
下

1件

15万円

1,000平方
メートルを
超え2,000
平方メー
トル以下

1件

18万円

第6条第1項
（法第87条第
1項において
準用する場合
を含む。）の
建築確認申請
手数料及び同
項後段の計画
変更建築確認
申請手数料並
びに法第18条
第2項（法第
87条第1項に
おいて準用す
る場合を含む。）
の計画通知手
数料及び計画
変更計画通知
手数料

床面積の合計は、次の号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1)～(4) 略

2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下	1件	20万円
1万平方メートルを超え5万平方メートル以下	1件	25万円
5万平方メートルを超える場合 その他の方法による場合 延べ面積	1件	42万円
1,000平方メートル以下	1件	21万円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	1件	28万円
2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下	1件	31万円
1万平方メートルを超え5万平方メートル以下	1件	41万円

	<p><u>5万平方メートルを超える場合</u></p> <p>1件</p> <p>76万円</p> <p>建築基準法施行令第81条第4項の規定により、建築物の2以上の部分を別の建築物とみなす場合は、当該建築物及び建築物の部分のそれぞれの延べ面積に対して算定した額を合算する。</p>		
513 法第7条第1項の完了検査申請手数料及び法第18条第14項の完了通知手数料	<p>中間検査合格証の交付を受けた建築物以外の建築物の場合</p> <p>床面積の合計</p> <p>略</p> <p>中間検査合格証の交付を受けた建築物の場合</p> <p>床面積の合計</p> <p><u>30平方メートル以下</u></p> <p>1件</p> <p><u>1万円</u></p> <p><u>30平方メートルを超え</u></p> <p>1件</p> <p><u>12,000円</u></p> <p><u>100平方メートル以下</u></p> <p>略</p> <p>100平方メートルを超え200平方メートル以下</p> <p>略</p> <p>200平方メートルを超え500平方メートル以下</p> <p>略</p> <p><u>500平方メートル</u></p> <p>1件</p> <p><u>35,000円</u></p>		
513 法第7条第1項の完了検査申請手数料及び法第18条第5項の完了通知手数料	<p>中間検査合格証の交付を受けた建築物以外の建築物の場合</p> <p>床面積の合計</p> <p>略</p> <p>中間検査合格証の交付を受けた建築物の場合</p> <p>床面積の合計</p> <p>略</p> <p>100平方メートルを超え200平方メートル以下</p> <p>略</p> <p>200平方メートルを超え500平方メートル以下</p> <p>略</p>		

	<p>メートルを超え1,000平方メートル以下</p> <p>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下</p> <p>2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下</p> <p>1万平方メートルを超え5万平方メートル以下</p> <p>5万平方メートルを超える場合</p>	<p>1件</p> <p>1件</p> <p>1件</p> <p>1件</p>	<p>48,000円</p> <p>11万円</p> <p>18万円</p> <p>36万円</p>				
	略						
514 法第7条の3第1項の中間検査申請手数料及び法第18条第17項の中間検査通知手数料	<p>床面積の合計</p> <p>30平方メートル以下</p> <p>30平方メートルを超え100平方メートル以下</p> <p>100平方メートルを超え200平方メートル以下</p>	<p>1件</p> <p>1件</p> <p>略</p>	<p>9,000円</p> <p>11,000円</p>				
514 法第7条の3第2項の中間検査申請手数料及び法第18条第8項の中間検査通知手数料	<p>床面積の合計</p> <p>100平方メートルを超え200平方メートル以下</p>	<p>略</p>					

	<p>200平方メートルを超え 500平方メートル以下 500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以下 2,000平方メートルを超え 1万平方メートル以下 1万平方メートルを超え5万平方メートル以下 5万平方メートルを超える場合</p>	<p>略 1件 1件 1件 1件 1件</p>	<p><u>33,000円</u> <u>45,000円</u> <u>10万円</u> <u>16万円</u> <u>34万円</u></p>			<p>200平方メートルを超え 500平方メートル以下</p>	<p>略</p>	
<p>515 法第7条の6第1項第1号及び法第18条第22項第1号（法第87</p>		<p>略</p>			<p>515 法第7条の6第1項第1号及び法第18条第13項第1号（法第87</p>		<p>略</p>	

床面積の合計は、共同住宅（床及びはりに鉄筋を配置するものに限る。）にあつては当該建築（移転を除く。以下この項において同じ。）に係る部分の床面積のうち特定工程に係る階の直下階の床面積について算定し、その他の場合にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定する。

床面積の合計は、当該建築（移転を除く。）に係る部分の床面積について算定する。

条の2又は第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の仮使用承認申請手数料		
516~563 略		
564 法第87条の2において準用する法第7条第1項の建築設備の完了検査申請手数料及び法第18条第14項の完了通知手数料		略
565・566 略		
567 法第88条第1項において準用する法第7条第1項の工作物の完了検査申請手数料及び法第18条第14項の完了通知手数料		略
568・569 略		
570 法第88条第2項におい		略

条の2又は第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の仮使用承認申請手数料		
516~563 略		
564 法第87条の2において準用する法第7条第1項の建築設備の完了検査申請手数料及び法第18条第5項の完了通知手数料		略
565・566 略		
567 法第88条第1項において準用する法第7条第1項の工作物の完了検査申請手数料及び法第18条第5項の完了通知手数料		略
568・569 略		
570 法第88条第2項におい		略

て準用する法 第7条第1項 の工作物の完 了検査申請手 数料及び法第 18条第14項の 完了通知手 数料		て準用する法 第7条第1項 の工作物の完 了検査申請手 数料及び法第 18条第5項の 完了通知手 数料	
571～597 略		571～597 略	

附 則

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1の表の改正部分 平成19年4月1日
 - (2) 第2の表の改正部分 平成19年10月1日
 - (3) 第3の表の改正部分 平成19年11月30日
 - (4) 第4の表の改正部分 規則で定める日
- 2 前項第1号に掲げる規定の施行の日の前日において、高等学校又は香川県立農業大学校担い手養成科に在学する者に係る授業料又は受講料の額は、改正後の別表第1 第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料(1)の項又は(6)の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。